

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年第12回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時	令和4年12月22日(木) 午前 9時30分から 午前10時20分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館 2階大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、農崎委員、青木委員 (2) 欠席委員 半澤委員、今村委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	赤間教育部長、石津学校教育課長、城野教育総務課長、来仙文化財課長、谷口郷育推進課長、溝辺図書館長、古賀主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係長、石松指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係長、川上主事

議 会	議 (内 容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日程第 1 開会の宣言</li> <li>・日程第 2 会議録署名委員の指名について</li> <li>・日程第 3 報告第5号 福津市体育施設及び福津市武道館の指定管理者を指定したについて</li> <li>・日程第 4 議案第49号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての再諮問について【継続審議案件】</li> <li>・日程第 5 議案第54号 福津市立図書館防犯カメラ装置管理運営要綱の制定について</li> <li>・日程第 6 報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長の動静報告</li> <li>・諸報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年12月議会について</li> <li>○FUKUTSUコミュニティ・フェスタについて</li> <li>○教育委員会事務局職員の異動について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・日程第 7 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・1月の定例教育委員会の日程について 1月27日（金） 午前9時30分から 会場：福津市役所別館1階大ホール A B</li> </ul> </li> <li>・日程第 8 閉会の宣言</li> </ul>
	公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0人
	資料の名称	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名委員	大嶋教育長	

	青木委員
その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>大嶋教育長：皆様おはようございます。  定刻になりましたので、教育委員会を開催させていただきます。  会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>鵜根係長：本日は次第のほかにも別紙といたしまして、令和4年度福津市議会12月定例会一般質問及び答弁の概要、第5回FUKUTSUコミュニティ・フェスタの開催案内、それから教育委員さんのみに、宗像地区人権・同和教育実践交流会の御案内の3点をお配りさせていただいております。  以上です。</p> <p>大嶋教育長：はい。資料はございますでしょうか。  （「はい」と呼ぶ者あり）  本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴人はなしで実施いたします。会議録は公開します。  本日の諸報告、教育委員会事務局職員の異動については、発令前の人事案件になりますので非公開にすることを諮る予定です。この場でお伝えいたします。</p> <p><b>1 日程第1 開会の宣言</b>  大嶋教育長：それでは構成委員数5名のうち、ただいまの出席数は3名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年度第12回福津市教育委員会定例会を開会します。  直ちに会議を開きます。  本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p><b>2 日程第2 会議録署名委員の指名について</b>  大嶋教育長：日程第2、会議録署名委員の指名を行います。福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と青木委員で確認、署名することとします。</p> <p><b>3 日程第3 報告第5号 福津市体育施設及び福津市武道館の指定管理者を指定したことについて</b>  大嶋教育長：日程第3、報告第5号 福津市体育施設及び福津市武道館の指定管理者を指定したことについてを議題とします。  事務局に説明を求めます。</p>	

谷口郷育推進課長。

谷口課長：報告第5号 福津市体育施設及び福津市武道館の指定管理者を指定したことについて告示を行ったため、御報告させていただきます。

指定管理者、NPO法人スポーツニュースター。

所在地、福津市津屋崎1丁目36番23号。

代表者、沖祐一。

指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

詳細を説明いたします。4つの施設がございます。

まず、体育施設につきまして、福間体育センターと津屋崎体育センター。武道館としまして、福間武道館、津屋崎武道館。この4つの施設につきまして、来年の4月1日から5年間、指定管理として、先ほどの者を指定しましたので報告させていただきます。

簡単に経緯を説明させていただきます。

こちらの法人につきましては、現在の指定管理者と同じ団体です。まず、今年の9月20日に施設見学会を行いました。その時点では今回応募された団体と別の団体が見学会に来られました。その後、10月3日から13日に申請受付期間を設けましたが、その時点では先ほどのNPO法人スポーツニュースターだけの申請しかございませんでした。

まず、書類審査を行いました。申請の適格性に問題はなく、欠格事項もありませんでしたので、二次審査へ進みました。二次審査につきましては、10月24日、指定管理者選定委員会には5名の委員さんがいらっしゃるのですが、こちらで先ほどの指定管理者NPO法人スポーツニュースターの代表者と職員2名が参りまして、指定管理者を受けるに当たっての自分たちの気持ち等、このような運営をしていきますという提案を聞かせていただき、その後採点表に基づきまして5名の委員さんが点数をつけたところ、450点満点で必要最低割合が60%だったのですがその270点を超える349点で、この団体を指定させていただくことになりましたので報告させていただきます。

以上です。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

青木委員、お願いします。

青木委員：指定管理者は主にどんな仕事をするのですか。

谷口課長：先ほどの4つの施設において、大まかに言うと管理全般をしていただくこととなります。

施錠や受付、それから体育館に受付を行う事務室がありますので、その事務室に常駐していただくこととなります。予約の受

付等、10万円以下程度の軽微な修繕につきましては、指定管理者の指定管理料の中で賄っていただくこととなりますので、大がかりな修繕になりますと市に予算を要望する形になりますが、運営から管理全般につきましては、この指定管理者で行っていただくこととなります。

青木委員：各施設に1人以上いらっしゃるのですか。

谷口課長：まず、武道館につきましては事務室がございません。福間武道館を使われる場合は、福間体育センターの事務員が借りる時間になりましたら鍵を開けることとなります。終わりましたら福間体育センターの職員がまた閉める。津屋崎武道館に関しましては、津屋崎体育センターの職員が施錠を行うこととなります。

青木委員：NPO法人スポーツニュースターは、どんな団体ですか。

谷口課長：総合型スポーツということで、特に体を動かすことに関して小学生向けに、日によって変わるんですけども、サッカーをするとか、バスケットをするとか、そういう特化したものではなくて、小学生の子ども向けに、例えばボール投げを体験させたりとか、跳び箱をさせたりとか、いろんな体を動かして何か自分たちの得意なものを見つけていただくという総合型スポーツの団体であるんですけども、以前は大規模公園等の指定管理を受けたこともある団体です。代表自体は個人でゴルフ場の経営をされています。NPO法人なので収益があがるような活動はされてません。

青木委員：分かりました。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

#### 4 日程第4 議案第49号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての再諮問について【継続審議案件】

大嶋教育長：日程第4、議案第49号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての再諮問についてを議題とします。

この議題は11月17日開催の第11回定例会に上程をしていましたが、継続審議となった案件となります。

事務局に説明を求めます。

城野教育総務課長。

城野課長：議案第49号について説明させていただきます。

この議案については先ほど教育長が言われましたように、11月17日の第11回定例会に上程させていただいておりました。理由としては新設校建設の方向性が転換したことに伴い、改めて教育懇話会に諮問を行いたいということでございませ

た。

前回の議論の中では、少し文章の表現が適切ではないのではないかという御意見をいただきまして、修正させていただいたものを載せております。今回は新設校の建設場所が小学校1校という条件の中で、本市におけるコミュニティ・スクールの充実をというつながりであったんですけども、その部分を新設中学校建設の目途が立たない現状を踏まえという表現に改めさせていただいたというところで審議をしていただきたいと思います。

以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

農崎委員、お願いします。

農崎委員：臨時議会では結局小学校が建つということになったんですか。

城野課長：12月16日に臨時議会を開催させていただきました。先日臨時教育委員会にかけさせていただきました新設小学校にかかる用地取得費と基本設計及び実施設計に係る2本の債務負担行為と、用地の売買契約に必要な印紙代として消耗品費の予算を計上させていただき、可決をいただいておりますので、小学校建設に向けてこれから作業を進めていくという状況になっております。

農崎委員：ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第49号を採決します。

議案第49号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第49号 福津市コミュニティ・スクール充実・発展に係る小中連携強化の方策と教育環境整備についての再諮問については、原案のとおり承認されました。

## 5 日程第5 議案第54号 福津市立図書館防犯カメラ装置管理運用要綱の制定について

大嶋教育長：日程第5、議案第54号 福津市立図書館防犯カメラ装置管理運用要綱の制定についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第54号 福津市立図書館防犯カメラ装置管理運用要綱の制定について、説明させていただきます。

理由としましては、市立図書館に設置する防犯カメラ装置の適切な管理運用を図るために、管理体制、画像及び記録データの適正管理など防犯カメラの取扱いに関する規定の整備が必要となりましたので、この議案を提出させていただきました。

詳細につきましては、溝辺図書館長から説明させていただきます。

溝辺図書館長：それでは、福津市立図書館防犯カメラ装置管理運用要綱（案）について御説明いたします。

要綱制定の主目的は、防犯カメラの設置場所、撮影範囲、管理責任者及び記録データの管理方法など、防犯カメラ設置の管理運用に関し、必要な事項を成文化し公表することで、福津市立図書館における防犯カメラ装置の適正管理、図書館利用者の権利、利益の保護、市民への周知などを図るためでございます。

防犯カメラの設置に当たっては、令和4年9月28日開催の第1回福津市情報公開個人情報保護審査会に諮問し、審議された結果、「公益上必要があると認められる」と承認の答申がなされております。

なお、承認に当たっては①福津市防犯カメラ装置及び運用に関する要綱に基づき運用すること。②市民に対し可能な限り周知を行うこと。③施設の特性を考慮した上で収集される情報が必要最小限となるよう配慮や工夫を行うこと。以上3点の附帯意見がっております。このことに留意し、福津市立図書館防犯カメラ装置管理運用要綱（案）を作成しております。

案について御説明いたします。

第1条は、この要綱の趣旨規定でございます。趣旨は、市立図書館における犯罪の予防、利用者の安全確保及び施設管理等を目的として設置する防犯カメラの管理運用に関し必要な事項を定めております。

第2条は、定義規定です。

防犯カメラとは、犯罪の予防、利用者の安全確保及び施設管理等を目的として設置する画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものをいいます。防犯カメラ装置とは、防犯カメラ、画像表示装置、画像記録装置その他附属物のことをいいます。防犯カメラの設置台数は4台でございます。接続のための専用回線、録画等のためのソフトウェアなど附属物を含んでいます。画像表示装置はモニター。画像記録装置は録画装置、レコーダーのことです。記録データとは、防犯カメラにより撮影され、画像記録装置に記録された画像のデータのことをいいます。管理責任者とは、防犯カメラの取扱い及び記録データを管理する者をいいます。

第3条の規定は、設置場所及び撮影範囲等についてでございます。

1号、防犯カメラは、教育長が特に認めた場所に設置する。防犯カメラの設置の責任者についてですが、市長部局は市長、学校は教育長となっています。このことを踏まえるとともに、教育委員会が防犯カメラ装置をすることになっていますので、教育行政の第一義的な責任者である教育長としております。

2号、防犯カメラの撮影範囲は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要最小限の範囲とすること。これは審議会の附帯意見及び福津市個人情報保護条例第6条の規定を踏まえて必要最小限の範囲としております。

3号、画像表示装置及び画像記録装置は、事務室内で部外者の立入りを規制できる場所に設置すること。防犯カメラ装置は、管理責任者や取扱者など管理責任者が許可した者しか操作できません。関係者以外の者が視認できない見ることができない個室を用意できれば最適な場所となりますが、施設の構造上無理があります。また、モニター画面を常時監視しているわけでもありません。部外者が見ることができない事務室内で図書館職員以外の者の立入りを規制できる場所としています。これは旧電算室がありましたので、そちらに設置しています。

4号、教育長は、防犯カメラで撮影できる範囲内または施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示するものと定めています。設置の表示は、防犯カメラの撮影範囲内4か所に、それぞれ防犯カメラ作動中といった内容のステッカーを防犯カメラの近くの見やすい場所に貼っております。

第4条、防犯カメラ記録データの管理及び管理責任者についての規定です。

第1項には、防犯カメラ及び記録データは、福津市個人情報保護条例に基づき適正な管理を行うことを定めています。個人情報保護条例第9条には、適正な維持管理には個人情報を利用目的に照らして、正確かつ最新のものとする。個人情報の漏えい、改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。必要でなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄し、または消去しなければならないといったことが規定されております。

第2項には、管理責任者を置き、教育部郷育推進課長を充てることを規定しております。管理責任者は、市長部局、学校ともに所管課長です。その兼ね合いで館長ではなく、郷育推進課長としております。

第3項には、管理責任者は、防犯カメラ及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずることを定めました。これは先ほどの個人情報保護条例第9条の規定に基づく内容でございます。

第4項には、管理責任者は、業務を補助する防犯カメラ装置取扱者を置くことができることを規定しております。取扱者としては館長を考えていますが、図書館は交代制勤務、柔軟な対

応が必要です。管理責任者の判断で図書館職員や図書館以外の市職員も取扱者に指定できるように規定しております。

第5項には、管理責任者は、取扱者以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならないことを定めております。

第5条の規定は、取扱者の責務についてです。

取扱者は、管理責任者の指示がないと、防犯カメラ装置の操作や記録データを見ることができません。

第6条は、保守に従事する者の責務に関する規定です。

防犯カメラ装置の点検や故障をしたときの対応は、専門的な知識、技術が必要となります。市職員での対応は難しいので業者に委託します。作業に当たって保守従事者は管理責任者の指示を受けなければならないことを定めております。

第7条は、記録データの管理に関する規定となっております。

第1項、記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならないこと。

第2項、管理責任者及び取扱者は、必要な場合は、画像を監視し、または記録データを検索することができること。

第3項、管理責任者は、必要な場合は、記録データの複製物を作成することができること。

第4項、記録データの保存期間は、30日以内とするとし、期間延長も可能であること。

第5項、保存期間を経過した記録データは、速やかに消去。消去方法は、画像記録装置への上書きで行うこと。

第6項、画像記録装置の交換及び廃棄する場合は、記録の読み取りが物理的に行えないような状態にする必要があること。以上、記録データの管理に対し、6項目を定めております。

第8条は、記録データの利用及び提供の制限に関する規定です。

第1項の規定ですが、記録データは原則目的外利用をしたり、外部提供をしたりすることはできません。例外は（1）法令等に定めがあるとき、（2）個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき、（3）捜査機関から、犯罪捜査等のために公文書で要請を受けたときなどに限定しております。

第2項には、記録データを利用し、または複製物の提供を受けようとする者は、原則福津市立図書館の防犯カメラ記録データ利用・提供申込書（様式第1号）により教育委員会に申込む必要があることを規定しております。申請先は任命権者である教育委員会に、承諾は事務責任者である教育長が行うこととしております。

第3項には、遵守事項として、複製物を適正に管理すること、複製物の目的外利用及び第三者への無断提供をしないこ

と、目的を達成したとき、または当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに複製物の返却または廃棄等を行うことを規定しております。

第4項は、複製物の返却があったときは、速やかに消去その他適切な方法を用いて画像データを閲覧できない状態にしなければならないことを定めております。

第9条は、検索等に伴う記録の規定です。

管理責任者は、記録データの検索、複製、提供及び返却等に関する事項を福津市立図書館の防犯カメラ記録データ管理簿（様式第2号）に記録しなければならないことを規定しております。

第10条の規定は、苦情処理についてでございます。

防犯カメラ装置の管理運用に関する苦情等を受けた場合、管理責任者は速やかに対応し、適切な処置をしなければならないことを定めております。

第11条は、情報の守秘についての規定です。

防犯カメラ装置の関係者は守秘義務があることを定めております。

第12条は、雑則規定です。

この要綱に定めのない事項が発生したときや各条文の規定内容について、さらに詳細な取扱いを定めなければならなくなったときには、教育長が定めることとしております。

先ほど説明しました福津市立図書館の防犯カメラ記録データの利用・提供申込書は、要綱第8条第2項関係の様式で記録データの目的や利用等を申し込む場合に必要となります。福津市立図書館の防犯カメラ記録データ管理簿は、要綱第9条関係の様式で記録データを適正に管理するために必要なものでございます。

以上です。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。

ございませんでしょうか。

青木委員、お願いします。

青木委員：今まで防犯カメラはなかったのですか。

溝辺図書館長：図書館には設置しておりませんでした。

青木委員：これはカメラは買取りですか、それともリースでしょうか。

溝辺図書館長：この防犯カメラ装置は、福津市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社が締結したまちづくり支援自動販売機及び防犯カメラの設置及び管理に関する協定書に基づき設置されたもので、設置費用は発生しておりません。

なお、協定に基づく防犯カメラは、市立図書館と市の公園5か所に設置されております。

青木委員：分かりました。

農崎委員：ちなみに4台は、どの辺に設置されているのですか。

溝辺図書館長：まず1台は玄関に入ってロビーの階段があるんですけども、そこに1台設置しています。それから職員通用口に1か所、あと外階段を上がって研修室に入るところがありますが、そこを監視できるカメラが1か所。最後は地下駐車場、地下駐車場の出入口に1か所、計4か所設置しております。

農崎委員：分かりました。ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかはよろしいでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第54号を採決します。

議案第54号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第54号 福津市立図書館防犯カメラ装置管理運用要綱の制定については、原案のとおり承認されました。

## 6 日程第6 報告

大嶋教育長：日程第6、報告に入ります。

教育長の動静報告をいたします。

11月18日の金曜日から12月21日の水曜日までの動静を載せています。

少し説明をさせていただきたいと思います。

11月22日の火曜日に県教育委員会幹部職員との意見交換会というのが、定例の教育長会議の前に行われました。これは年1回行われているもので、福岡県教育委員会の教育長、部長をはじめ、幹部と各教育長との意見交換会ということで今年の意見交換の内容は2点ございまして、教職員の資質向上をということで現在、若い先生方が非常に増えているということで資質向上をいかに図っていくかということと、もう1つは部活の地域移行ということで、なかなか現在進めるのがどの自治体も難しい状況ですので、この2つの意見交換がありました。

それからもう1点、12月13日の火曜日ですが、昇任選考と書いてあります。これは福津市職員の課長や係長、主幹等の昇任に関わる業務で関わらせていただいております。

何か御質問がございましたらお願いいたします。

青木委員、お願いします。

青木委員：県の教育委員会の幹部職員との意見交換会ということですが、意見交換会の中で過大規模校問題について、意見等は出されているのでしょうか。

大嶋教育長：はい。それぞれの教育委員会から幾つか出されたものを県の教育委員会の中で検討して、今年については先程申し上げた2つの議題になっております。過大規模校についてはその以前に挙

げていると聞きましたので、本年度については違うものを挙げているというところでございます。

青木委員：せっかくの機会なので県も何かすることがないかとか、思っている方もおられるかもしれないので、そういう機会があれば積極的に教育長から現状報告等していただければと要望です。

大嶋教育長：農崎委員、お願いします。

農崎委員：12月7日の九州大学工学部の学生さんはどういった内容で来室されたのですか。

大嶋教育長：これは福津市が進めております環境の保全ですね、活用の中での上西郷川についての取組ということで、官民が一体となって環境保全に取り組んでいく取組について、九州大学で調べておられるということでその話を聞きに来られたということで、私がお答えをしたということです。

それでは、次に進みたいと思います。

諸報告に移ります。

令和4年12月議会についての報告をお願いします。

赤間教育部長。

赤間部長：12月定例会での一般質問の概要について、説明いたします。

11月24日、25日、28日の3日間において一般質問が出されております。お手元の資料に答弁内容を記載させていただいておりますので、回答についてはこちらをご覧ください。それぞれの議員の質問の趣旨について説明をさせていただきたいと考えております。今回7名の議員から教育委員会に対しまして一般質問が挙がっております。

1人目は横山議員でございます。小・中学校の過密緩和対策についてでございます。小項目としまして、2校から1校への方針決定の経緯ということをお尋ねされております。この質問については後ほど紹介いたしますけれども、戸田議員、それから尾島議員、下山議員から同様の質問が出ているところでございます。

横山議員の質問の要旨としましては、基本的には小学校の建設は必要という認識を持たれております。ただ、ほかの過大規模校の対策、福間中学校、福間南小学校をどうするのかと、今回新設小学校の費用を算出するために測量費等の多くの費用が使われているけれども、もっと有効的に過大規模校対策に生きたお金を使うべきではないかという視点からの質問でございました。限られた財源の中で仮設校舎なども検討すべきだという助言がなされておりました。

次に中村清隆議員でございます。大項目としましては、福津市スポーツ推進計画についてということでございます。質問の趣旨としましては、市のスポーツ事業をもっと活性化を図る必要があるのではないかという観点からの質問でございます。そのためにスポーツ推進計画、現在行っておりますけれどもそれ

の進捗とその効果をしっかりと検証して今後のスポーツ推進にどのように展開していくのかと、そのためには市の現在の組織体制が大丈夫なのかどうか、それから社会教育のスポーツ団体、こういった団体とも連携をしっかりと強めてこの計画をしっかりと推進していくことが必要ではないかという趣旨からの御質問でございました。

次に田中議員です。田中議員については教育環境整備等のリスク管理についてというお尋ねでございます。児童、それから生徒数の増加の状況をしっかりと把握していく必要があるのではないかと、そのために1年、1年しっかりとローリングして計画の見直し等をしっかりと行っていく、そしてそれを逐一市民等に説明していく必要があるのではないかとという視点から御質問でございまして、1つ目が中期的な児童生徒の増加についてどのように考えているのかという質問、それから2つ目は長期的な視点についてリスクに備えているかという視点での御質問でございました。

次に戸田議員でございまして。戸田議員から2つの質問が出ておまして、1つ目は学校給食におけるアレルギー対応についてでございます。こちらについては、各学校でアレルギー対応を取っておるんですけども、学校の設備や人員等の充実をしっかりと図ってほしいという趣旨からの御質問でございまして。2つ目の質問は先ほど申しましたように過大規模校に関する質問でありまして、やはり2校から1校への経緯についてお尋ねされておりました。戸田議員につきましては、手続が適切ではなかったんじゃないかというところで厳しい意見等をいただいております。

次の福井議員に関しましては、特に学校建設に特化した質問というよりも、市の財政的な視点からこういった大型事業は大丈夫なのかというところから御質問がございました。中期財政見通しについて主に質問されておまして、特にこの中で学校建設に関する費用を含む市全体の財政について問われておまして、特に学校建設の費用に関しての質問はございませんでした。

次に尾島議員でございまして。2校から1校への経緯及び財源の2校建設の財源確保ができていたのかという趣旨の質問でございました。市長に対して竹尾緑地に学校建設を考えていたときから財源は厳しかったのではないかとという視点、そして2校建設が本当に可能であったのかというところを確認、指摘された質問でございました。

最後になりますが下山議員につきましては、1校への経緯について御質問がありました。福間南小学校、それから福間中学校の特別教室に関して大丈夫なのかといったところ、こういった過大規模対策が現在本当にできているのかというところから

の教員経験者として厳しい御意見をいただいているところでございます。特におっしゃっておられたのは、現場の状況把握ができていないのではないかと、児童生徒、それから保護者の目線に立ってしっかりとそのあたりを把握して過大規模の対策を行ってほしいと、していくべきだというところの御意見をいただいているところでございます。

簡単ではございますが、一般質問の概要についての説明は終わらせていただきます。

大嶋教育長：それでは、諸報告の2番に参ります。FUKUTSUコミュニティ・フェスタについて、谷口郷育推進課長、お願いします。

谷口課長：こちらは1月28日土曜日にカメラアホールで開催する予定であります。昨年はホールでの開催ができなくて動画で幼稚園児たちの発表など縮小した形での開催になったんですけれども、今回はカメラアホールで実際に集まって発表等をさせていただくことになっています。

善行者表彰、見守り隊を長くされている方や、それから小中高校生の中でスポーツと文化の関係で全国大会に出場された方の表彰、それからコミュニティ・スクールの取組についてということで、中学校ブロックでそれぞれ発表させていただきます。

来週なんですけれども、来週25日に長野県松本市から小中学生13人が福津市にいらっしゃいます。25日の夕方に着いて12月28日の午前中に帰られるんですけれども、その間グローバルアリーナに宿泊して、古墳とか宮地嶽神社、それから冬ではありますが、海に入ってサップというものを事業者に依頼してウェットスーツ等着用して防寒対策もしながら冬の海もなかなか経験できないということで、こういった活動をして、バーベキューやマリンワールドにも行きます。初日の夕方に太宰府天満宮にお参りをする予定となっています。基本的には市のバスを使って福津市の子供たちは15人、松本市の子供たちが13人、約30人で交流を深めながらいろいろと体験をしたことの発表をこの1月28日にカメラアステージで福津から参加した子どもたちがこんなことをしましたということを発表することにしています。昨年は福津の子たちが松本市に行って、12月の終わりぐらいの時期だったんですけれども、赤間部長も現地に行って雪国でさまざまなことを経験し、たくさんおもてなしを受けたということですので、今回は福津市に松本市の子たちに来ていただくということで、しっかりとおもてなしをして楽しかったと思って帰っていただければと思っています。

コミュニティ・フェスタの体験コーナーということで、さまざまな体験、それからちょっとした飲食等もありますので、ちょっとコロナが心配ですけど小学校に案内を出しておりますので、来場者がたくさん来るように盛り上げられたらいいなと思っています。

以上です。

大嶋教育長：諸報告については以上でございます。

諸報告、教育委員会事務局職員の異動については、発令前の人事案件になりますので、非公開とすることを発議いたします。

非公開とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成ですので、この案件については公開しないことに決定します。

これより非公開になります。

(以下時限非公開部分)

引き続き、教育委員会事務局職員の異動について、報告します。

赤間教育部長、お願いします。

赤間部長：職員の人事異動の内示についてでございます。

今月の12月16日に人事異動の内示が出ております。教育委員会に関するものは、令和5年度1月1日付の人事異動で学校教育課に1名配属となります。任期付職員でございます。氏名は天野美和さんです。任期は令和4年度と5年度となっております。

以上でございます。

大嶋教育長：非公開とする案件は以上となります。

(時限非公開部分終了)

## 7 日程第7 その他

大嶋教育長：それでは、日程第7、その他の事項について、事務局から説明をします。

鵜根係長：今後のスケジュールにつきまして御説明させていただきます。

本日配布の資料中14ページに本日から1月末までのスケジュールを掲載させていただいております。

教育委員の皆様に関わる部分を御案内させていただきます。

まず、1月12日の木曜日15時から福間中学校にて、宗像地区人権・同和教育実践交流会があります。

1月26日の木曜日15時半から古賀高等学校組合教育委員会、こちらは農崎委員が御出席となっておりますのでお願いいたします。

1月27日金曜日午前9時半から次回の教育委員会定例会、会場につきましては、市役所別館1階の大ホールA Bとなっております。通常木曜日の開催となっておりますけれども、1月に限りまして金曜日となっておりますので御注意ください。

1月28日の土曜日、先ほど諸報告でも御案内がありました。第5回FUKUTSUコミュニティ・フェスタが開催され

ます。  
以上です。

## 8 日程第8 閉会宣言

大嶋教育長：日程第8、以上で本日予定されていました議事日程は全て終了しましたので、これで令和4年第12回福津市教育委員会定例会を閉会します。  
お疲れさまでした。